

令和2年2月28日

小・中学校保護者の皆様

世田谷区教育委員会

臨時休業中の児童・生徒の生活について

3月2日（月）から14日（土）までの臨時休業中のお子様の生活について、以下のようにお知らせしますので、ご確認の上、ご理解ご協力をお願いいたします。

16日（月）以降や春季休業中については、別途連絡をいたします。

1 児童・生徒の感染症予防策の徹底について

- 保護者等においては、毎朝必ず、自宅でお子様に検温をさせ、発熱等の風邪の症状など健康観察をお願いします。
- 手洗い（外出からの帰宅時や食事前、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスクの着用、ハンカチの携行など）などを行ってください。
- 部屋のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度に留意してください。

2 休業期間中の対応について

（1）学習面について

- 家庭学習は、教科書・ドリル等を活用し、復習など計画的に取り組んでください。中学生はeラーニングを活用してください。学校からの指示につきましても計画的にすすめてください。
- 3月に学習する予定だった内容については、可能な限り新年度に改めて取り扱うようにします。区立中学校へ進学する6年生に関しても新年度にできる限り復習するようにします。
- 通知表は2月までに学習した範囲で評価して作成し、渡す時期は別途連絡します。学習作品やテスト等の返却も同じく別途連絡します。小学6年生・中学3年生は卒業式に通知表や返却する物を渡します。

（2）生活について

- 休業中の連絡方法は、学校ホームページ、緊急連絡メールを活用します。この方法をとれない方は電話で学校にお問い合わせください。
- 中学校の部活動は中止にします。
- 人の集まる場所等への外出は避け、基本的に自宅で過ごさせるようにしてください。
- 感染・事故等があった場合には、学校へ速やかに電話連絡をお願いします。

(3) 学童クラブ・BOPについて

感染症拡大予防のため、自宅で過ごすことが可能な家庭については、できるだけ自宅で過ごしていただけるようお願いします。

しかしながら、小学校の臨時休業が社会全体に与える影響は大きく、仕事を持ちながら小学校に子どもを通わせている保護者の方への対応とともに、子どもたちの居場所の確保も重要と考えております。そのため学童クラブ・BOPの参加児童への対応として以下のようにします。

ア 活動する場所については、通常の部屋に加え、体育館や多目的室、学校図書館などを活用します。

イ 児童が同じ空間でも、間隔をあげ、過ごすことができるようにします。

ウ 手洗い・うがいを励行するとともに、適切に健康観察を行います。

(4) 都立高校入試関係の対応について、

今後、東京都立高等学校入学者選抜は、予定通りの日程で行われます。出願書類や合否報告については中学校の指示に従ってください。

(5) その他

給食費は食材購入の関係から、3月2日から5日分までについてはいただきます。3月6日以降は返金いたしますが、給食の再開状況により改めて連絡します。教材費は、残金がある場合には返金します。